

第4回帯広市国民保護協議会

会議概要

会議名	第4回帯広市国民保護協議会
開催日時	平成19年2月5日(月) 午前13:30～
開催場所	帯広市役所 10階 第6会議室
出席者等	会長 帯広市長 委員 27名中 26名出席
会議議題	(1) 帯広市国民保護計画(案)について (2) 帯広市国民保護計画(案)の答申について

会議内容

司会者(総務部長)	<p style="text-align: center;">【開 会】</p> <p>皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、有難うございました。定刻となりましたので、ただ今から第4回帯広市国民保護協議会を開催したいと思います。</p> <p>私は、協議会の議事に入るまでの進行をさせていただきます帯広市総務部長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに、帯広市国民保護協議会の会長となっております砂川市長から、御挨拶申し上げます。</p>
会長(市長)	<p style="text-align: center;">【開会挨拶】</p> <p>皆様お早うございます。本日は、大変お忙しい所、帯広市国民保護協議会に御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、皆様方には、日頃から防災行政を始め市政全般にわたりまして、格別の御理解、御協力いただいておりますことに、この機会に深く感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、協議会は4回目となる訳ですが、昨年9月に開催いたしました第1回目の協議会では、市の計画を策定する上での基本的な考え方についてご説明をさせていただいたところであります。その後計画の素案を策定いたしまして、第2回目の協議会に御提示したところであります。</p> <p>この計画素案につきましてはその後パブリックコメントにより市民の皆様方御意見をいただき、また、関係機関とも協議し、さらに協議会委員の皆様からいただきましたご意見を十分に踏まえまして修正を行い、前回の協議会で了承をいただいたところであります。</p> <p>以降、前回の協議会で委員の皆様から頂きました御意見と、同時に進めてまいりました北海道との事前協議で指摘されたものを踏まえ、再度、計画の修正を行ったとこ</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>ろでございます。</p> <p>本日の協議会では、こうした修正点を中心にご説明を申し上げまして、計画案として答申を頂きたいと考えているところでございます。</p> <p>委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚りの無いご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞ宜しくお願いいたします。</p>
<p>司会者（総務部長）</p>	<p>それでは、今後の議事進行につきましては、協議会会長であります砂川市長にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【議 事】</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>それでは、お手元にお配りしております次第に従いまして進めていきたいと思います。</p> <p>本日の議事でございますけれども2つでございます。一つは「帯広市国民保護計画（案）について」ということ、もう一つは「帯広市国民保護計画（案）の答申について」の二つでございます。</p> <p>まず初めに、帯広市国民保護計画（案）について、計画素案をお示しいたしておりましたが、その修正内容を事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから計画案の修正点についてご説明を申し上げます。資料につきましてはA3版の資料1と、A4版、冊子になってございます資料2、ともに資料1を中心に説明させていただきますので資料2の国民保護計画（案）につきましては該当ページを参照の上説明させていただきますと思います。宜しくお願い申し上げます。</p> <p>まず計画案の5ページ、市の事務又は業務の大綱等の欄、関係機関でございます。そこにつきましては正式名称、機関の名称につきまして一部正式名称でない記載をしていましたところを、今回正式名称に改めさせていただきました。</p> <p>なお資料1の見方につきましては遅れましたが、左側が前回お示した案でございます。真ん中が今回の修正後の状況、右側に修正理由について簡単に記載をしてございます。</p> <p>続きまして7ページ、第4 市の地理的、社会的特徴のうち（3）の人口分布でございます。ここにつきましては修正前、北海道内の市町村数を198としていたものを現在の市町村数180に修正したものでございます。</p> <p>続きまして10ページから11ページでございます。市における組織・体制の整備の欄のうち、1 市の各部局における平素の業務。ここにつきましては、総務部並びに11ページの保健福祉部の欄の特殊標章等の関係でございます。特殊標章等のうち赤十字標章等につきましては、これは帯広市長が行う権限ではなく知事が行う権限の内容でございますことから、総務部の特殊標章等の後のカッコ書き、赤十字標章等を</p>

事務局	<p>除くという部分と、同じく保健福祉部の赤十字標章等（特殊標章等を除く）という赤十字標章そのものを業務として削除したものでございます。</p> <p>続きまして13ページになります。幹部職員等の参集が困難な場合の対応につきましてでございます。これは修正前、左側の表でございますが、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員ということで標題を記載してございます。中身、名称の下の欄につきましては、市長や助役という名称で記載してございましたが、標題に合わせまして市対策本部長並びに市対策副本部長を各々市長、助役の下にカッコ書きで追加をしたものでございます。更に標題の部分から市対策本部員につきましては削除をいたしました。これは市対策本部員の代替職員につきましては、予めこの表によって定めるという考え方にないものですから、市対策本部員の部分については削除をさせていただいたものでございます。</p> <p>続きまして19ページでございます。第4の情報収集・提供等の体制整備 2の警報等の伝達に必要な準備の（5）でございます。ここにつきましては修正前、大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備ということで、中身につきましても2行目の空港の後で大規模集客施設、大規模集合住宅と記載をさせていただいたところでございますけれども、各々、大規模集客施設、大規模集合住宅の定義、考え方がこの度、北海道から示されましたところ、帯広市の施設で該当はないと判明したものですから、標題につきましても多数のものが利用する施設と改めさせていただき、更に文面の2行目の空港の後の大規模集客施設、大規模集合住宅の2つについて削除したものでございます。</p> <p>続きまして24ページ、第2章の避難、救援等々の部分でございます。1の避難に関する基本的事項でございます。ここにつきましては、前回の協議会で市域が広い地域的要件、車に関することに、自家用車に関することのご指摘をいただいたところでございます。そこにつきまして改めて、新しく（6）という形で、自家用車等使用の検討と、文言につきましては「市域が広く、その9割以上を農村部が占めており、移動距離が長くなること、公共交通機関が少ないことから、避難手段として自家用車等の活用を検討する。この場合において、道警察等と自家用車等の使用に係る調整を行う」という形で（6）として追加の記載をさせていただいたところでございます。</p> <p>続きまして33ページでございます。第2章の市対策本部の設置等でございます。そのうち（3）市対策本部の組織構成及び機能の表でございます。修正前は表の上の欄、市対策本部の組織及び機能の例というように例示のように表示していた部分と、各部室の右側に少し小さな字ですけれども（各部室の役割）（〇〇に関すること）等のような例示的な標示をしてあったものですが、これにつきまして修正のとおり、表題について「～の例」という部分を削除したのと同時に、例示部分、カッコ書きの部分について削除をしたものでございます。</p> <p>続きまして、34ページ35ページの欄でございます。ここにつきましても前段、説明をいたしました、特殊標章等、赤十字標章等の扱いにつきまして総務部並びに保健福祉部にその記載があったことから、先程の理由と同様で削除したものでございます。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして36ページでございます。36ページの市対策本部における広報等でございます。これは35ページからの続きになります。この市対策本部における広報等につきましては、もともと左の修正前のページに④としてございますとおりその他関係する報道機関【関係報道機関一覧】ということで、このような表の例示をしております。しかしながらその他関係する報道機関という項目に改めて記載する内容が改めて帯広市の場合には無いことから、表現並びにこの表自体を削除したものでございます。</p> <p>続きまして資料1の5ページ、本編の36ページになります。現地調整所の設置でございます。ここにつきましては従来、ここに記載しております※の【現地調整所の組織編成例】(参考情報)というイメージ図につきましては記載をしていなかったのですが、現地調整所のイメージを分かりやすくするため、更には、今後行う避難実施要領等の作成の参考になるということも含めまして、改めてこのイメージ図について追加をしたところでございます。</p> <p>続きまして39ページ中段の自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等でございます。これにつきましては、修正前につきましては、帯広市の区域に自衛隊の第5旅団、陸上自衛隊の施設があることから陸上自衛隊の派遣要請の求め等のみの記載があった訳ですが、これにつきましては、真ん中の新しい修正後にありますとおり海上自衛隊並びに航空自衛隊にありましても、帯広市の行政区域を管轄することから避難要請の可能性があるということで改めて海上自衛隊並びに航空自衛隊に関する求め等、手続きについて追加の記載をさせていただいたところでございます。</p> <p>続きまして65ページ、ここでは危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除の欄でございます。修正前につきましては【対象】の(2)の網掛けにありますとおり毒物及び劇物取締法についての考え方の記述をしておりました。ここにつきましては毒物及び劇物取締法に関するものにつきましては帯広市の権限に属さない部分でありますことから、(2)自体を削除したものでございます。併せまして【措置】の①の後段部分、毒物劇物について云々でございます。ここにつきましても同様の理由により、削除をしたものでございます。</p> <p>続きまして66ページ、NBC攻撃による災害への対処の内(4)でございます。修正前につきましては②生物剤による攻撃の場合の2行目の後段、また、保健所が設置されている市においてはという件でございますけれども、ここにつきましては帯広市が設置する保健所については帯広市の行政組織としてはございません。そういった帯広市の権限に属さないことから「また、…」以降について削除をしたものでございます。</p> <p>続きまして同じく66ページ市長の権限の欄でございます。修正前は市長及び消防長の権限という記載。更に表現の中でも市長又は消防長は…というふうに記載がしてございました。帯広市の場合には帯広市は単独の消防でありますことから、この扱いは市長の権限のみとなることから、(5)の標題、及び消防長、並びに文中の又は消防長は…を削除させていただいたものであります。</p> <p>続きまして、70ページ、3の生活基盤等の確保の(1)水の安定的な供給の欄でございます。ここにつきましては、修正前につきましては、一行目にありますとおり</p>
-----	--

事務局	<p>中ほどに工業用水道事業者という記載がございますが、帯広市につきましては工業用水道事業者については該当がないことから、ここの分の記載について削除したものでございます。</p> <p>続きまして71ページ第11章の特殊標章等の関係でございます。ここにつきましては※で書いてございますけれども、特殊標章等の意義につきましてはこれ自体馴染が無いといえますか、周知されていないということもありまして、改めて特殊標章等の意義について、どういうものであるかを追加記載をさせていただいたものでございます。</p> <p>続きまして73ページ、ここは応急の復旧の内、2の公共施設の応急の復旧の(2)でございます。修正前につきましてはその管理する道路、鉄道施設、飛行場施設等となってございましたけれども、帯広市が管理する鉄道施設が無いことから、鉄道施設について削除をしたものでございます。</p> <p>以上が今回の修正の内容でございます。</p>
会長（市長）	<p>只今、計画素案の修正した内容について事務局から説明をさせました。前回の協議会でのご指摘の事項、それから並行して進めておりました北海道との事前協議を踏まえた形での修正でございます。2点から必要な修正を加えまして、前回お示しした計画素案が、今回の形で計画案という形でお示しさせていただきます。この間、関係する方々の中から、色々な角度からチェック、見ていただき、ご意見をいただきました。改めて感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>只今のご説明につきましてご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（意見）</p>
委員	<p>今回の協議会で答申を求めるといことなのですけれども、3月というか、年度内ということで目指されているとは思いますが、ここでもし間に合わなかった時には罰則があるのかということをもっと初めにお聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>間に合わなかったときの罰則があるかというお話だったと思いますが、答えから言うと罰則についてはございません。3月というのは国の基本的な考えの下に、平成18年度中という基本的な考え方が示されておりますことから、そのようなスケジュールで進めたいという考えでございます。以上でございます。</p>
委員	<p>有難うございます。続けて意見とお聞きしたいことがあるのですが、いくつか本当に市民の立場に立ったときに分かりやすいものに作るというところでは、読んだところでは具体的でないところがまだあるのかなと思って、いくつか申し上げたいと思うのですが、そういう今日の協議会の中で皆様の意見の中でもっと具体的にすべきだとなったときは是非、再度の協議会というのも最初に申し上げたいと思うのですが、今日北海道からも訂正が出されておりましたけれども、訂正の文書の2ページ目の大規模</p>

<p>委員</p>	<p>集客施設のところなのですが、これが帯広には当てはまらないという判断で大規模集客施設と集合住宅の部分が削除された訳なのですが、多数が利用する、居住する施設というのを付け加えたにしても、私は例えばヨーカドーとか、それぞれマンションも今たくさんできてきていますが、道がどういう指摘なのか分からないところもありますが、これは削除しなくてもいいのではないかと思ったのですが、皆さんの意見をお聞きできればなと思います。</p> <p>あと3ページ目ですが、自家用車等の使用ということで、前回出された意見から盛り込まれたというところは、大事な視点かなと思いますが、ちょっと具体的ではないのですよね。これから道警等と調整を行うということでは、やはりこれを市民が読んだ時に具体的に、本当に車を使っていいのかと、どっちにどのように走っていけばいいのかということも含めて、皆が使ったときにパニックにはならないのかということも感じたのですよね。これを読んで。どういうふうにしていけばよいかということも、もしこの委員の皆様の中で具体的な案等お持ちの方がいらっしゃればここに記述するなり、もう少し具体的にしたらどうかと思いました、本当に皆が、じゃあ帯広は車を使っていいのだとなった時にどういうことが予想されるかというのはちょっとここで議論しておいた方がいいのではないかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず基本的な考え方だけお話させていただきたいと思いますが、資料2ページ大規模集客施設若しくは大規模集合住宅。確かに帯広市にあるスーパーですとかそういった建物はそのとおりだと思いますが、基本的に国民保護計画の策定の中で北海道との計画の整合性というのも法の中で一つ謳われているところがございます。地域によりどの程度の大きさの建物が大規模だというのは、例えば具体の帯広市ならどれくらいの大きさのものが大規模だという定めがある訳ではございませんが、ここで記載をさせていただきましたとおり、例えば大規模集客施設というのは札幌ドームのような大規模なイベント会場のようなものが、例えば一番分かりやすいイメージで言えばですね、そういったことだという示され方がされているとともに、大規模集合住宅につきましても、超高層マンション等という、今帯広駅周辺にもそういうマンションとかがありますけれども、それは超高層マンションというようなものとはイメージが違うのかなという考え方で、基本的に北海道の計画との整合性、法の中で定められておりますところのそういったところで、道の見解に整合性をとったところがございます。</p> <p>それと自家用自動車につきましては、委員のおっしゃるとおり実際に皆様が一緒に車を使ったらどうなるかとかですね、そういった具体の書き込みについては、ここにございませぬ。そういう中で避難手段として自家用車等の活用を検討するという中身にさせていただいたところがございます。実際に例えば、これは武力攻撃に限らず自然災害の場合もそうですが、基本原則は例えば大きな地震がきたときに、自家用車を利用するか、しないかという部分につきましては、避難は一般的に車についてはご遠慮くださいというのは一般的な避難の方法だと考えているところです。それで国民保護の、武力攻撃に係わります避難というものは基本的には国が指示をし、北海道が例えばその伝達をする。帯広市の例えばこの人はこちらに避難をすとかですね、各個</p>

事務局	<p>人が急に判断するというよりは、そういうきちんとした誘導策と申しますか、そういったものを含めまして避難をしていただくと、そう中において車の活用が可能な場合、可能でない場合も含めて、今後検討していくというのを計画の中に記載をさせていただいたというのが考え方でございます。</p>
委員	<p>この計画が道の計画に準用というか、それに倣っていくというのは分かるのですが、私達の街の保護計画を作る訳ですから、私達が分かりやすければ、いいところはどのようなのどンドンしていったらどうかと、私は思いますが、その超高層というのは何階建てからかは分かりませんが、大規模集客施設とか大規模集合住宅という記述は私はあってもいいのではないかなと思いますし、車についてもやはりどこまで具体的にというのは難しいところだと思いますが、調整を行うというのがどうも引っかかるというか調整してこういうようになったというものを載せた方が良くはないかと思うのですが、どうでしょうか？</p>
会長（市長）	<p>この計画はそういう具体的なものはまだここでは盛込めないと思うのですよね。実施計画なりさらにつめた色々な細部のことについては、もっとブレイクダウンしていったような形のものを作らなきゃいけないと思うのですよね。それにあたっての基本的な考え方のレベルとご理解をいただければ良いのじゃないかなと思うのですよね。従って基本的な考え方について記述をしておくということでご理解いただくしか、今の段階ではないと思うのですよね。今、委員の言われたとおり具体的な話を載せていくと際限なくなって、それこそ大変なことになるのではないのかなと、全ての事態を計画の段階で想定して、具体的にじゃあどうするのだという話になるのはですね、今の段階では適当ではないのじゃないかと思います。</p>
委員	<p>ここにある大規模集客施設と超高層とありますけれども、大体超高層というと100m以上なのですよね。こういうのは今後できることはほとんど無いと思いますし、かえてこの言葉を入れることによって、少し市民の中からですねこれ何ですかということもあり得ると思うのですよ。それよりも分かりやすく多数のものが利用する施設といったほうが市民の納得は得られるのじゃないかという気がします。以上です。</p>
会長（市長）	<p>今委員が言われた2点について、他に意見がある方はいらっしゃいませんか？ 他に特に無ければ今言われた2点につきまして、事務局から説明ありました、また他の委員から説明のありましたけれども、これを計画案としたいと思いますが、特にご異論はございますか？よろしゅうございますか？ それでは今の2点につきましては今の計画案ということで確定をさせていただきたいと思います。 その他の事項についてご意見ある方はどうぞ。</p>
委員	<p>39ページ、修正の文書では5ページですが自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等に</p>

委員	<p>ついて、訂正についてはこれで問題は無いのかなと思うのですが、中身で良く分からなかったのでお聞きしたいのですが、要するに市長が自衛隊に派遣の要請を行うという文章なのですが、例えば航空機による色々な攻撃だとかが行われている時に市長が自衛隊に要請を出した時に、市民の安全を守るために出動して欲しいと言った時に、自衛隊というのは出てきてもらえるものなのかということをお聞きしたいと思います。</p>
委員	<p>ご質問ありがとうございます。現在、我々の方といたしましてはですね、武力攻撃事態のとき、一元的には我々の任務はもうご承知おきのように事態そのものに対処するということがまず第一義でございます。つまりは敵に対応するというのが一番でございます、その敵の規模に応じてですね、例えばこの前提になっているのは低強度の事態だと思うのですが、それに対応する人間なり組織なりそれはもう装備も含めてですね、対応させていただくのですが、その上で別に対応を命じられた部隊が現地で余力があるということでしたら対応もできますし、それから全然別個に国民保護について任務を達成しなさいと別系統で命令が出た場合はそちらの方に専念をさせていただく、個々の事態でこれは変わります。先程のご質問あるいは色々な方がお答えになった趣旨と大体似ていると思うのですが、ここで示されるのはせいぜいこの程度かなと私も思っております。個々の事態ですね、じゃあ現地でどれくらいの自衛隊の部隊の隊力と申しますが、部隊の隊員数なり装備数なり、どれくらい相手に対して対応する勢力がいるか、それ以外で例えば避難誘導でありますとか医療とかですね、色々な別のところで余力があるところでお手伝いできるであろうと、今のところそこまでしかお答えできませんので、個々の事態によっておそらく対応は変わってくるであろうということでございます。宜しいでしょうか？</p>
会長（市長）	<p>他に何かございませんでしょうか？</p> <p>それではこれでこの修正点については宜しいでしょうか？</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
会長（市長）	<p>それでは修正についてはこれで終わります、計画案については、これで決めさせていただきます。</p> <p>それでは次の議事に進めさせていただきます。次の議事につきましては国民保護計画案の答申についてでございます。これは手続的なものでございますけれども、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>それでは帯広市国民保護計画（案）の答申についてご説明いたします。国民保護法の第39条2項の規定に基づきまして平成18年の9月20日付で帯広市から当協議会に諮問のありました国民の保護に関する計画につきましては、先程までの当協議会での審議の結果を踏まえまして、資料2の計画案のとおり承認をいただきまして、資</p>

事務局	料3、ここに帯広市国民の保護に関する計画について（答申）という表題の案文が付いてございますが、資料3のとおり帯広市長に答申をすることとなります。以上でございます。
会長（市長）	そういうことで事務的な手続と申しますか、答申の取扱いについて説明ございました。
委員	<p>答申の前になのですが、一つはですね、この間、読み直していて気が付いたのですが、2ページの市民保護計画の見直しという文章なのですが、ここはこういう時は見直しをするというのが何点かあって、国における国民保護措置にかかわる研究成果や新たなシステムの構築云々、書かれています。読んでいくと帯広市独自としてというか市民の声からとか、例えば市民の環境が変わったのだとか、それから市民からこういう意見が出て、どうしても変えた方がいいというものだとかはこの中には含まれていないのではないかと思ったのです。色々法律の変化とかそういったものには対応すると書かれています。具体的に例えば帯広市の環境が変わった時に、そういうものを変えていかなければいけないという場合の文章というか、市民生活や環境の変化によってというようなものを入れておくべきではないのかなと思ったのですが、皆さんいかがですか。</p> <p>それと49ページの、何回か話題にはなっているのですが、弾道ミサイル攻撃の場合なのですが、これこそ実際には近隣、落とされた時の近場とかに逃げるという文章ですけれども、地階というのはいいと思うのですが、地下街というの帯広ではどういうものを指すのかとかですね、地下駅舎というのも札幌とはイメージが違うと思うのですが、これこそ無ければ入れることはないと思ってしまうのですが、どうなのでしょう？</p> <p>それとそれぞれ私は市民の目からこれを読みたいと思いましたが、専門分野の皆さんがこの保護計画を答申としてまとめられるという時点で本当にその評価ですね、例えばお年寄りなど障害者の人達に本当に配慮すると最初の方には書かれています。係る部のところでこの内容で本当にこれが評価できるものなのかというあたりで少しでも皆さんの意見を伺えればと思うのですがどうでしょうか？</p>
事務局	2ページの市国民保護計画の見直しということで、大きな環境の変化等々というお話の中で、そういったもの見直しの項目が必要ではないかというお話であったかと思えます。それで市町村の国民保護計画というのは基本的には法の中で策定が義務付けられている中で、国の基本指針、都道府県の計画、そういったものを受けながら市町村の計画ということになるかと思えます。それで計画を作っていく、若しくは変更していくという権限につきましては、基本として市長にございます。例えば変更の必要性が生じると判断できるものがあれば、それは改めて協議会に諮問するというのは手続としては十分に可能だと考えてございます。ですから、今、委員の言われましたような部分につきましては、そういった総合的な判断の中で対応が可能な部分であろうと考えているところでございます。

事務局	<p>続きまして49ページの弾道ミサイル等々のところでございます。確かに帯広市の建築物で地下駅舎等々とか地下街が該当あるのか、ないのかというお話をいただきました。これは前の時にもご説明をさせていただいたかと思いますが、具体の避難の時の施設については、総体的な考え方で知識として必要な部分の中で記載をしている。弾道ミサイル攻撃という一般的な考え方の中で記載をしている部分でございます。知識として必要な部分をいうことでこういった記述をしているところでございます。説明については以上でございます。</p>
委員	<p>49ページの地下、地下街、地下駅舎の関係なのですけれども、例えば地下、藤丸さんの地下ですか市役所の地下ですかありますけれども、実際問題、地下街という定義としては帯広はありません。しかし、それに準じるようなものはあります。例えば経済センターと旧ヨーカドーが地下で繋がっているものはありますので、この表現は誤りでないのではないかという気がします。ですから駅舎についてもですね、駅には地下が駐車場を含めてありますので、この3点については残しても帯広についてはよろしいのではないかと思います。</p>
会長（市長）	<p>他にこの件についてご意見はございませんか？</p> <p>この見直しについては環境変化、大きな変化があつて、必要性があるということであれば、まさに不断の見直しを行うということなので、この記述の中で対応はさせていただけるということですので。検証結果等という記述もございますので、その中で読んでいけるかと思えます。さらにその見直しに当たってはこの協議会の意見、広く関係者の意見ということになってございますので、その時には宜しくお願ひしたいというふうに思います。</p>
委員	<p>市民がこれを目にしてどういうふうに読むのかというのは、先程おっしゃられたような知識としての記載として読むのかなと思えます。ないならないでよいと思えますが、あるということですので、そういうことだということで説明しなくてはいけないのですが、私も他の皆さんの部署でどういう話がされたのかというのは出したのですが、そこまで具体的ではなくてもいいのですが、評価といいますか、国民保護計画の話し合いは今日で終わりそうな気配なので、あれば色々な部署での評価というのもお聞かせ願ひたいなと思えます。</p>
会長（市長）	<p>関係機関の方々からもずっとご意見をいただいておりますので、それなりにそれぞれの行政機関も含めまして、できる事、可能なことという認識は十分お持ちいただきながら、ご参加いただいているというふうに思っておりますので、ご意見をまとめて議論してできた形という具合にご理解いただければと思います。</p> <p>それでは答申についてご質問等ございますか？</p> <p>事務的な手続の話はさせていただきましたが、こういうことでやらせていただけてよろしいですか？</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>特にご意見が無いようなので、それでは市の国民の保護に関する計画につきましては、先ほど修正の内容について説明されました、資料2にあります帯広市国民保護計画（案）、これをこの協議会として案として承認していただき、また資料3のとおり帯広市長に対しまして、この帯広市国民保護協議会から答申をすることにいたします。特別なセレモニーはございませんが、国民保護協議会長から帯広市長に答申をいただいたということにさせていただきます。</p> <p>それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事等については全て終了させていただきます。全体を通しましてまたご意見等がございましたら、どうぞお伺いしたいと思います。この際でございます。</p> <p>特に無いようでございますので、第4回の協議会は終了させていただきます。</p>
<p>司会者（総務部長）</p>	<p>それでは本協議会の会の終わりにあたりまして、市長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>それでは皆様貴重なお時間をいただきまして、ご協力いただきました。この帯広市の国民保護計画（案）をまとめることができたと考えます。現在のところの大体の考えを集約した形でこの案ができたというふうに理解をしています。厚く御礼を申し上げます。ご承認いただきました計画案につきましては、北海道に対して正式に協議をさせていただきます。そして今年度中に計画として正式に決定をする予定でございます。皆様方には本日の協議会を初めといたしまして、文書による検討も、協議もご意見もいただきました。国民保護法の施行以来これまで大変なご協力をいただきましたことを深く感謝したいと思います。今後、市といたしましてはこの計画に基づきまして平素から国民保護措置の実施に必要な体制を整備していくこととしておりますので、委員の皆様方には今後ともご協力の上、お気づきの点等いただければありがたいというふうに思っております。国民保護についての協議会についてこの4回、案をまとめたという形で終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。以上で今回の協議会を終了させていただきます。</p>
<p>司会者（総務部長）</p>	<p>以上をもちまして第4回帯広市国民保護協議会を終了させていただきます。</p>